

地運大會出席シ、動員シタル場合ニ出席者數々ハ斗争志氣ヲ沮
表マシムルモノナレハ不出席者ニ對シ懲罰規程ヲ設クル必要
アリト提案次ノ如ク決定ス

理由ノ如何ニ拘ラス不出席者ニハ罰金五十元ヲ科ス

職場毎ニ常任委員ハ責任シ以テ其ノ月末ニ罰金ヲ徴収スルコト
若シ月末ニ納入セサル者ニ對シテハ重罰トシテ更ニ十元ヲ
追科ス

追科ス

(進而右決議ハ不出席者ニ對シ理由ノ如何ヲ問ハス罰金並
重罰等ヲ科シ公積金ヲ強制スルモノニレテ後當ヲ及クモノト

認メラル、ヲ以テ責任者若本隆夫ニ對シ強制罰金徴収決議
ヲ取消ス振警告始末書ヲ呈セリ)

斗争基金續立ノ件

六月末賣與受給前日給ノ四分ノ一ノ斗争基金ヲ出スルコト 可決
電力支部斗争委員会開催状況

六月十八日午後六時 斗争委員会本部ニ於テ斗争基金委員会開催

木下(志野) 中川(重雄) 成田(下念) 見玉(後橋) 横田(三輪)

荒木(一) 柳垣(重雄) 竹内(敏也) 神戸(霞野) 古田(霞野)

寺田(霞野) 仁野(霞野) 味谷(霞野) 岡本(青外) 松本(白金)

近藤(飯田) 石田(麻布) 室井(東橋) 久保田(八所) 石田(本郷)

等二十名出席斗争組織運動方針ヲ討論シ異論アリタルモ斗争

委員会組織ニ依ル斗争ヲ打切り日常斗争ニ依リ運動ヲ進ムル

コトニ決シ午後九時散会セルカ状況左記ノ通り

1. 経 過 報 告

今回ノ建議ニ關シテハ數回斗争委員会ヲ開キ當局ノ渾圧抗シ

ヲ斗争ヲ継続シテ末々カ當局ノ切り崩シニ依リ軟化シタル傾

向アリト認メラル、モ大体ニ於テ完全ニ本部指令ヲ遵守サレ

タト思フ去ル十四日小沼所所ニ於テ芥川カ檢束サレ本局監

察等ニ其ノ理由ヲ問ヒテマハツキリセヌ